

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令

新旧対照条文 目次

- 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）（略）
- 有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号）（略）
- 鉛中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十七号）（略）
- 四アルキル鉛中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十八号）（略）
- 特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）（略）
- 高気圧作業安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第四十号）（略）
- 電離放射線障害防止規則（昭和四十七年労働省令第四十一号）（略）
- 石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）（抄）
- 東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成二十三年厚生労働省令第一百五十二号）（略）

改正案	現行
<p>（健康診断の結果についての医師からの意見聴取） 第四十二条（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>2 事業者は、医師から、前項の意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。</p>	<p>（健康診断の結果についての医師からの意見聴取） 第四十二条 石綿健康診断の結果に基づく法第六十六条の四の規定による医師からの意見聴取は、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（新設）</p>